

道路法第24条に規定する承認工事の取扱い要領

〔 昭和46年7月29日道第144号
土木部長通知 別添3 〕

改正 昭和58年3月1日道維第144号

改正 平成23年3月1日道管第297号

改正 平成25年7月1日道管第115号

(目的)

第1条 道路法第24条による承認を受けて、道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は維持(以下「工事」という。)を行う場合は、この要領の定めるところによる。

(通則)

第2条 工事の承認にあたっては、道路の構造を保全し、交通に与える障害を最小限に止めるため、その必要性、合理性及び道路管理上の支障の有無等を総合的に判断し、真にやむを得ない場合に限り認められるものであり、その承認事務にあたっては、十分指導、監督に努めること。

(承認申請)

第3条 工事の承認を受けようとする者は、道路工事施行承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。この場合において、工事の承認を受けようとする者は、委任状(様式第10号)を提出の上、申請に係る事務を委任することができる。

(1) 位置図、平面図、断面図、構造図

(2) 工事の種類により、必要に応じて、次に掲げる書類

ア 事業計画書概要書

イ 施工計画書

ウ 構造計算書

エ 流末処理についての計画と、隣接所有者等の承諾書

オ 他の権利者の許可書又は承諾書

カ 帰属承諾書(様式第3号)

キ 登記に必要な書類

ク 予算議決書写(地方公共団体等)

ケ 関係機関との協議事録

2 工事の承認を受けた者は、承認に係る事項に変更が生じたときは、速やかに道路工事施行承認変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(協議及び承認)

第4条 道路法の許可、承認事務の土木事務所への委任に関する運用方針(昭和46年7月29日道第144号)3.に定める協議は、道路工事施行承認申請協議書(様式第4号)によること。

2 承認は、承認書(様式第5号)及び条件書(様式第6号)によること。なお、必要事項があれば

ば、追加条件を記入すること。

(工事の実施)

第5条 工事の承認を受けた者が、当該工事に着手しようとするときは、工事着手届（様式第7号）を、当該工事が完了したときは、工事完了届（様式第8号）を、それぞれ提出させること。

2 承認した工事が完成したときは、確認（検査）を行い、引継ぎを受けるものとする。この場合において、申請者に対して承認工事完了確認及び引継書（様式第9号）を交付するものとする。

(承認基準)

第6条 工事の承認基準は、次によるものとする。

1 法面埋立、切取等の承認基準

- (1) 切土、盛土の施工高及び縦横断勾配は、当該道路の将来的な計画を勘案したうえでの構造、勾配に整合させること。
- (2) 官民境界沿いの官地側にU型、L型、半半径等の側溝を設置するものとし、種類、構造、勾配等については隣接地区における状況を考慮し、決定するものとする。ただし、既設の側溝があり、二重側溝となって管理上不都合な場合はこの限りでない。道路幅員等現況から判断して、やむを得ず、民地に側溝を設置させる場合は、側溝等構造物について寄附により所有権等の物権を取得し、道路敷に編入する手続きをとるよう努めること。
- (3) 官民境界が明確でない箇所の工事については、境界明示を行った後承認すること。
- (4) 盛土の場合は、良質土をもって盛土すること。
- (5) 盛土によって従来の側溝を埋める必要のある場合は、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する構造物とすること。
- (6) 側溝の設置にあたっては流末処理に留意すること。（流末処理関係地先の水利関係者等の承諾書、同意書を添付させる。）
- (7) 既設側溝（用排水路兼用のもの）を埋め殺し（若しくは撤去）して法面を埋め立てる場合又は暗渠構造とする場合は、水利関係者等の承諾を得させること。（承諾書、同意書を添付させる。）
- (8) 法面切取の場合は、民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造のものであること。
- (9) 側溝への民地の排水は、原則認めないこと。
- (10) 側溝がある場所を出入口として使用する場合は、道路管理者の指定する蓋を設置すること。道路管理者は側溝の規格、蓋の構造、及び通過荷重等を勘案して設置させる蓋を指定すること。
- (11) 法面切取及び埋立の場合については、路肩保護のため車道端から側帯に相当する幅を車道舗装厚と同厚とし、その外側については道路管理上支障のないよう必要な措置をとらせること。
- (12) 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。

(13) 法面埋立の末端が段落ちとなる場合等、承認工事の施工により一般交通に危険が生じるおそれのある場合は、これを防止するために必要な安全施設を設置すること。

(14) 道路の維持管理上必要な部分については、現道の路面の状況にあわせて舗装、防じん等をさせること。

2 車両出入口の承認基準

(1) 承認にあたっては歩行者の安全で円滑な移動に十分に配慮し、申請者の要望に応じてみだりに基準を緩和することのないよう留意すること。

(2) 取付方法については別図第1、乗入口の構造は別図第2-1から別図第2-6を標準とする。

(3) 車両乗入れ部の舗装厚は、表層工（アスファルト）5cm、上部路盤工（粒調砕石40mm）10cm、下層路盤工（クラッシュラン40mm）10cmを標準とする。

(4) 乗入箇所は、原則として出入対象施設について一箇所とし、出入口を分離する必要がある施設等特別の事情がある場合は、二箇所まで承認することができる。なお、乗入箇所数の承認にあたっては、所轄警察署長との意見調整を踏まえて決定すること。

(5) 乗入幅は、別表の乗入規格表及び別図第1のとおりとする。

(6) 車両乗入れ部は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。ただし、自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りする場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥は適用しないことができるものとする。

① 横断歩道及び前後5m以内の部分。ただし所轄警察署長との意見調整を踏まえて、交通安全上特に支障がないと判断される場合を除く。

② トンネル、洞門等の前後各50m以内の部分

③ バス停留所、路面電車の停留場、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分

④ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分

⑤ 交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分（T字型交差点のつきあたりの部分を除く。）。ただし、所轄警察署長との意見調整を踏まえて、交通安全上特に支障がないと判断される場合を除く。

⑥ バス停車帯の部分

⑦ 橋の部分

⑧ 防護柵及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる場合を除く。

⑨ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く。

(7) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。

- (8) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2mの間隔をとるものとする。
- (9) 官民境界沿いに側溝がある等、側溝がある場所を出入口として使用する場合には、道路管理者の指定する蓋を設置させること。道路管理者は側溝の規格、蓋の構造、及び通過荷重等を勘案して設置させる蓋を指定すること。
- (10) 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。
- (11) 承認にあたって必要がある場合は、水利関係者等の承諾書、同意書を添付させること。
- (12) 緊急自動車等(道路交通法第39条)の出入口については、この基準によらないことができる。

3 進入路、取付道路

- (1) 道路交通等を十分に検討のうえ、取付けさせること。
- (2) 隅切り工法等を施工させ、道路の安全効率を低下させないよう配慮すること。

4 付替等の承認基準

ダム建設、区画整理、ほ場整備その他大規模開発に伴うものについては、将来の道路計画に合わせるとともに、道路構造令、道路技術基準に適合するよう施行させること。

5 既設側溝に側溝蓋を設置する場合は、道路占用としてではなく、道路法第24条申請として取り扱うよう指導すること。

(交通関係)

第7条 工事施行と交通規制を所轄警察署長に了解を求めるよう申請者に指示すること。

また、大規模施工については、道路管理者が所轄警察署長に協議し、交通事故の防止に努めること。

附 則

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月16日から施行する。